

輸出注意事項15第51号
平成15・12・15貿局第1号
平成15年12月24日
貿易経済協力局

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について

「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成4年7月31日付け4貿局第283号）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

2の（1）中「及び大韓民国」を削る。

2の（6）中「3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出」の次に「若しくは外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術」を加える。